

○議長（一條 光君） 通告５番、６番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔６番 木村哲夫君 登壇〕

○６番（木村哲夫君） ただいま議長の方からお許しをいただきましたので、通告どおり３問の質問をさせていただきます。

一つ目は新庁舎建設の進捗状況についてですが、最近、新庁舎建設のニュースが回覧で町民の方の目にも触れるようになってまいりました。また、ホームページにも充実した資料の掲載などあります。改めて、ここでその状況などについてお伺いしたいと考えています。また、それに関連しまして、用地の取得の状況だったり、あとは、ボーリングが１カ所終わっているということで、そういった現在の状況について詳しくお伺いしたいと思います。

二つ目としては、窓口行政のあり方ということで、町民の方々にとってはこの窓口というのはとても大事なところでございまして、気軽に相談できるそういった行政のあり方、その一つとして、例えば多重債務の問題などに関連して、相談者の方、そして町の方もいろいろなことに改善していくというような、ソフト・ハードの両面から考えてはどうかという点。

三つ目には、町の活性化に町民・民間の力をということで、町の活性化には、若い世代の町民の方々の柔軟なアイデア、そして民間企業のノウハウなどを活用できるシステムや人材の育成プログラムなどを導入してはどうかという３点をお伺いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 木村哲夫議員から三つの質問事項にわたる質問をいただいておりますので、順次お答えを申し上げます。

まず、新庁舎建設の進捗状況はということでございます。

建設委員会の状況でございますが、この件につきましては、傍聴もなされているようですし、あるいはいろんな建設委員会ニュースというようなことで御案内のことと思いますけれども、御説明を改めてさせていただきたいと思います。

初めに、新庁舎建設委員会のあり方、進め方について申し上げます。この委員会の条例第２項の所掌事務では、町長の諮問に応じて加美町の新庁舎に関する事項について調査及び審議するとありまして、７月２６日に開催されました第１回建設委員会で新庁舎建設に関する意見を求めることを諮問いたしました。その後、委員の皆さん方、精力的に委員会活動をなされておまして、大和町、利府町の役場庁舎を視察される、あるいは委員全員から新庁舎のあるべき姿について御意見、御要望が出されております。８月１０日に第３回建設委員会でこの意見をまと

めたようでございまして、そのときの会議では、最も適した設計業務委託の候補者を選定するための新庁舎設計公募型プロポーザル実施要項と提案書作成要項を策定し、続けて開催いたしました第1回新庁舎建設プロポーザル審査会にて内容が確定されました。8月16日にホームページに掲載、マスコミにも公開したところがございます。

建設委員会の開催状況につきましては、先ほど御指摘をいただきました建設委員会ニュースを発行することといたしたところでございまして、これは、住民への情報提供媒体として毎月1日に発行いたしております広報かみまちでは、紙面の都合上、情報量が制限されますことから、もう少し詳しく、かつできるだけ早急に町民の皆様にお知らせしたいという建設委員の皆さんの要望によるものでございます。ホームページに掲載するほか、町民の皆様には回覧でござらんいただけるようにいたしましたということでございます。

建設委員会の今後といたしましては、受託業者の決定後、基本設計に関して御意見をいただくため3回ぐらいの開催を考えているようでございます。

なお、説明の中で出ましたプロポーザル審査会でございますが、設計業務委託の候補者を選定するための組織でございまして、審査員10名はすべて建設委員の兼任でございます。学識経験者3名と町民7名との構成となっております。10月下旬の1次及び2次審査までお願いをしているということでございます。

次に、建設用地の取得状況について御質問がございました。これにつきましては、5月に開催されました全員協議会あるいは臨時議会で御説明いたしました全体スケジュールのとおりでございます。現在はこの時期にまだ至っていないということでございます。

次に、地盤のボーリング調査状況でございますが、6月末から7月初めにかけて行いましたボーリング調査結果の柱状図を、公募型プロポーザルの実施についてと第3回建設委員会の会議資料に添付いたしましてホームページに掲載するとともに、議会の新庁舎建設特別委員会にも提出しているところでございますので、ごらんになれるというふうに思います。

調査結果を申し上げますと、深さ10メートルまでは粘性土のやわらかい地層でございました。その下0.5メートルは砂れきまじりの砂の層で、それより下は砂れきのかたい地層でございました。地層のかたさや締まりの程度を示す値として標準貫入試験で求めるN値という指数がございまして、通常の建物の支持基盤といたしましては50以上を設定しておりまして、今回のボーリング調査を行った地点では、17メートルから下が50以上となっております。また、その厚さを確認するため20.43メートルまで掘りまして、支持基盤となり得ることを確認いたしましたところでございます。地質調査はこのほか2カ所行うことといたしておりますが、作業は稲刈り

後となります。その結果を踏まえて最終的な判断をするということにいたしております。

次に、窓口行政のあり方についてということで御質問をいただきました。

窓口業務といいますと、町民課あるいは税務課、商工観光課、保健福祉課など、支所も含めまして非常に広範囲にわたるわけでございます。プライバシーを確保して気軽に相談できる窓口行政のあり方を考えるべきだという御意見でございます。

行政相談につきましては町民課が窓口でございますが、自宅で相談を受けるほか、毎月定例的に行政相談を開設するという、あるいは、春や秋の行政相談週間には特別相談所を開設いたしているということでございます。また、税務課におきましては、御指摘いただきましたように多重債務の関係で、離職あるいは事業不振、家族問題等の問題、多々内情を抱えている方が税金が払えなくなるということでの相談や、滞納者との納税相談というものが多くなっているということでございます。商工観光課においては消費生活相談業務を扱っておりますが、昨年度まで週3日だったものを今年度から週4日の勤務体制に強化をいたしたところでございます。しかし、多重債務の相談件数が年々増加をしてきているということでございまして、プライバシーの確保もなかなか難しいことでございますが、庁舎3階の西側に設置しております無料職業紹介所を利用しながら相談者のプライバシーの確保に努めているということでございます。

また、保健福祉課におきましては、必ずしも気軽に相談できるというスペースがなかったことで、人に聞かれたくない、見られたくないという意識があるために、より充実したコミュニケーションをとるということで相談スペースの確保が重要となつてまいりました。そのため保健福祉課においては、今回、国の地域活性化・経済危機対策事業を活用しまして工事費の全額補助を得て、建物内の一部をリフォームし相談スペースを確保するとともに相談ブースをつくりまして、プライバシーの確保に努めて相談を受けているということでございます。

いずれにいたしましても、人権の尊重と内容の的確な把握、行政のサービスという面においてワンストップサービスのさらなる充実を図る必要があるということで、各課にこの点についての指示もいたしているところでございます。

三つ目の町の活性化に町民・民間の力をということでございます。

いろんな町の活性化についての御意見、これをいかに吸い上げていくかということは非常に大事な問題でございまして、私が提唱して町長への便りを設置したというようなこと、あるいは行政区単位で町政懇談会を開催させていただいているということ、また、合併特例法に基づいた地域審議会、3地区の審議会を継続して開催をさせていただいており、いろんな御意見を

いただいていることは御案内のとおりでございます。

このほか、子供を安心して産み育て、健やかに成長を見守るまちづくりを基本とした加美町次世代育成支援行動計画の後期活動計画を策定した際には、一般代表として実際に子育てをしている保育所児や幼稚園児の保護者の方にもこれに参加をしていただいたところがございますし、町のスポーツ振興基本計画を策定するに当たっても、指導者から保護者、体育指導員、生涯スポーツ推進員等、幅広い年代の方々から御意見をいただいて策定をしたということでございます。御案内のように成人式のやり方についても、その実行委員会を二十歳の皆さんにつくっていただいて、そして企画から運営までやっていただいているというようなこともございます。

町では、インターネットで町のホームページの住民フォーラムにアクセスすることによって、若い世代の方々も含めて気軽に町政運営に関する質問、意見、要望等を投稿できるシステムを構築いたしておりますけれども、なかなか残念ながら数は非常に少ないという状況もございますので、広報等でこの活用も周知をしてまいりたいというふうに思っております。

いろんな取り組みの中で人材の育成ということは非常に大事な問題でございますので、我が町においては17年8月に加美町の人材育成基本方針を策定しているところでございまして、これは、職場や職場外の研修の推進を図る、あるいは、目標管理手法の導入を、これは行政評価を含む形なんですけど、こういったものを掲げまして、意欲と能力を引き出す人事管理として適正配置や人事評価による育成を推進する計画ということにしているところでございます。

若者や民家のノウハウを活用できるシステムという御意見、御提言をいただいているところでございますけれども、必要な、なおかつ有効なシステム、特に多様化する行政課題が多いわけでございますので、これに対応するために、高い知識や技術を有する者につきましては基本方針でも積極的に導入または活用を検討していくということにいたしております。また、人事交流や人材派遣等をもう一步踏み込んだ形でやれないかということも今検討をしているところでございます。

以上、私から答弁をさせていただきました。いろんな形での人材育成、町の活性化に対する御意見、御提言を賜ればありがたいと思っております。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） それでは、細かく少しずつお話を詰めていきたいと思います。

まず、新庁舎建設の進捗状況について幾つかお伺いします。

7月26日の第1回新庁舎建設委員会を傍聴しました。20名の委員の方、互選で谷津先生が委

員長ということで公表されているメンバーの方々ですが、まず委員の決定の経緯ということで、まず学識経験者、そして各団体の代表、一般の方ということであったわけですが、こう言う大変失礼なんです、各団体といいますと毎回同じようなグループといいますか、何々団体、何々団体と。出てくる方は多少かわったにしても、同じような構成のような感じがいたしました。まず、委員の決定、そして委員長予定といいますか、委員長になられた先生方を決定した経緯について伺いたいします。

○議長（一條 光君） 庁舎建設準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 庁舎建設準備室長、お答えいたします。

まず委員の決定ということでございまして、まず学識経験者につきましては、谷津先生、それから渡邊先生は東北工業大学、それから三部理事長さんは住宅建築センターということで県のOBという3人でございます。谷津先生につきましては、合併前から旧宮崎町の方で福祉センターの設計に携わった経緯がございました。これは業者としての携わりでございますが、その上司として山田先生がおりまして、山田先生が平成17年の建設検討委員会のときにも御協力いただいておりますので、その関係からお願いした次第でございます。それから、同じ大学の渡邊教授でございますが、同じ建築部門でありまして環境問題の方の専攻と、環境の専攻ということで、これからの建物は環境問題も考えた建物が必要だということで決定したと思っております。それから、三部理事長につきましては、合併時の新町建設計画の策定時、策定の協力もいただいておりますので加美町のことも御理解していただいたということもあり、また県のOBということもあって、当然建築の専門でございますので、その方をお願いした経緯がございます。

それから、各種団体でございます。これまでのそういう団体からの人選につきましてはよく「団体の代表」という言葉を使っておりましたが、今回は「団体からの推薦」という言葉で、必ずしも会長さんではなくてもいいよと、とにかく新庁舎建設に御協力をいただけるその筋のですね、農業、商業、それから工業、PTA、そういう方たちから御推薦をお願いしたいということでお願いしたものでございます。

委員の決定につきましては以上でよろしいかと思います。以上です。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） やはり委員をどうやって選ぶかというのは非常に大事なことで、その方々の意見が大事になってくるというか、そういった意味では、決定の経過について一応ある程度こういったことで決まったということをお知らせするべきではないかということで質問さ

せていただきました。

次に、委員会のあり方、進め方についてなんですが、進め方が早過ぎないかという思いをしております。7月26日に第1回が開かれまして、その後に8月3日に視察と。10日にはプロポーザルの募集要項のまとめということで、ほぼ2週間の間にプロポーザル要項まで固めるということのようでしたが、この進め方、スケジュールについていかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 委員会の進め方につきましては、木村議員のおっしゃっており、1回目にどういうことをするのか、2回目に最近できた庁舎を見学する、調べる、そして第3回目にそれをまとめるということでございますが、これは、委員さんから御意見をいただいているのは確かに具体的な御意見もございますが、公募型プロポーザルの業者選定を行うために、建設ニュースの方にも出しておりますが、五つの提案事項、これをつくるためのものと解釈していただければと思います。これができていないと、まずプロポーザル設計業者の選定ができないと。ですから、大きく五つの項目に分けて募集をかけまして、そして設計業者が決まれば、今度、個別に、専門的な具体的な希望が入ってくるというふうに解釈していただければ、まずもって業者選定を急ぐという形でございます。

御存じとは思いますが、五つの項目は、安全・安心、それから人と環境にやさしい、そして町民活動の拠点、気候・風土・文化を生かした施設、最後に長く愛される魅力ある施設というこれを参加申し込みする方がどのように加美町に合った建物を考えるかと。当然、敷地、それからその辺の整備、それも含めてそういう設計者を選定するためのものと。ですから、今回の3回の建設委員会については、具体的な建物じゃなく設計者のアイデアを引き出すためのものというふうに解釈していただければと思います。以上です。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 再度お伺いしますが、委員の方々のお話も一部お伺いしますと、利府、そして大和町と視察をしまして、バスの中ですぐアンケートに記入して出してくれというような、かなり厳しいスケジュールといいますかそういった中で、いろんな方々の、細かいものから大きなものまでの意見があったように思っております。それを大きく五つということで、それに集約したんだと思います。

確かにプロポーザルは基本設計ではないので、考え方なりその設計者の意図するところを、要するに理念のようなものを引き出すという点では、余り具体的なものがない方がいいのかもしれないんですが、ただ、今五つ言っていました、安全・安心だとか人と環境とか町民活動、

これは加美町でなくてもどこでも当てはまるといいますか、同じようなもののような気がします。例えば加美町だったら一つこれはとか、何ていうんですか、譲れないものとか、こういった理念で三つの町が合併して、その心のシンボルといいますか、一つのあかしとしてとか、例えばこういった自然がある、こういったものがある、その一つなり二つなり、ある程度町としてのというか、加美町はこういう庁舎をつくりたいんだというものがあったのもよかったのではないかなという思いがしています。

意見をいただいた中には細かいものからさまざまあって、その中にもすばらしい御提案なり、例えば先ほどから少し出ていますように加美町の木材を使ってとか、さまざま大きな意味での考え方も入っていました。その辺いかがだったのでしょうか。このプロポーザルの要望ですね、ほぼ原案どおり、事務局の方で案としてつくったものに先ほどの五つの項目を加えてまとめてすぐに発表ということで、せっかく委員の方はそれぞれの思いを持ってお話ししたことなんですが、それが、余り具体的じゃなくて、ごく一般的な五つの項目という形で入っただけでプロポーザルの応募要項が決まってしまったという思いがしてなりません。その辺余りにも急ぎ過ぎたのではないかというか、もう少しせっかく委員の方が貴重な御意見を出したものを吸い上げる時間なりシステムなりがあってよかったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 準備室長、お答えします。

まず、利府、大和に視察をした帰りのバスの中で提案書をとという話でございますが、確かにそういう予定でございましたが、委員の皆さんから、すぐ結論できないと、もう少し考えさせてほしいということで、3日間ほど猶予してその後に意見をいただきました。ですから、まず考える時間はそれなりにあったものと思っております。

それから、加美町としての理念というものが必要ではないかということでございますが、確かに大きく見ますと具体的なものは入っていないのでそういうふうに思われるかもしれませんが、四つ目の気候・風土・文化を生かした施設となりますと、これは加美町だけのものがございます。当然、やませなり強風、あと雪ですか、そういうものをすべて含めた考え方を加美町の歴史もあわせまして考えていただきたいという意見でございました。

それから、先ほど、募集要項で、事務局が考えた中のうちその提案事項の五つだけが検討されたというお話でしたけれども、提案書作成要領を見ていただければわかりますが、すみませんが決まりきったのがあります。例えばどういう用紙サイズ、A2判の用紙サイズにこういうふうに書いてくださいとか、これは検討して……、検討したのもあります。例えばA2判の1枚

と言わないで、2枚でも3枚でもあったらいいんじゃないかという意見は出ました。ところが、余りにも多く意見が出されてもそれを比較するのが大変じゃないかということで、コンパクトにまとめるような提案書というので委員会の中で決まった経緯がございます。

ですから、一番大切なのはこの五つ。五つになりましたが、提案事項が一番大切でございましたので、委員の皆さんからいただいた具体的な意見を大まかな提案事項にまとめたということでございます。当然、これらにはいろいろな委員さんの意見はございます。それをまとめて皆さん方に御理解をいただいて公開したものでございます。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） わかりました。ではその次に、地盤調査といいますか、地質調査をやった結果について少しお伺いいたします。

まだ残り2本といいますか、稲刈りが終わってからという御説明を先ほどいただきました。その考察を待ってでないと確かに言えないところは多分にあります。ただ、さっと見た限りで気になるところが、まず、地下水位が地表面から1メートル前後にあるという水位の高さ。それと、地層の中で当然考えられる腐食物まじりの粘土ということで、そして粘土層がほとんど圧密沈下のもとになりますので、圧密沈下が当然発生すると思います。

その対策として幾つかお伺いしたいんですが、まず、圧密沈下を抑えるために、前に説明で県の方から1万5,000立米ほど無償で土をいただけると。そうすると、1万5,000平米です。で1メートルの高さと。平らにしていって場合ですね。それで押さえた場合にどのぐらいの期間で圧密沈下を抑えられるというふうに、これは想定といいますか、計算しないとすぐには出ないと思いますが、考えていらっしゃるでしょうか。もっと高さが必要となれば、さらに今度は自前で土を用意しなければいけない、費用の問題が発生します。

また、地下水の対策として、当然、上から押しつけければその水がどこに流れていくか、水の流れる行き場所といいますか、そういったものも検討の一つになってきます。さらに、今後工業団地を近くにするという想定になったときに、地下水を仮にくみ上げたときには、地下水をくみ上げるとその分地盤沈下がさらに発生します。その辺について、現在わかっている範囲でいいんですが、検討されていればお伺いします。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 準備室長、お答えします。

まず、地下水、下1メートルぐらいということでございますが、これについても調査結果を見てからということにさせていただきたいと思います。当然、この間測ったところについまし

ては完全に田んぼの中ということで、確かに水位は1メートルちょっとのところにあります。

それから、腐食土の地層ということで圧密沈下対策ということで、前にも説明したときには、県から1万5,000立米の盛り土、約1メートルほど盛れることになってしまいますけれども、どのぐらいの盛り土量が必要かということについても、土質調査が終わらないうちは何とも私のところでは今のところ答えはできません。

それから、圧密沈下、どのぐらいの時期を想定しているのかということでございますが、大体1年で七、八割ぐらいは沈下するという何か事例があるようでございまして、現在の期間は1年半はとれると見ております。ですから、大体9割から9割半はいくものと思いますが、これも地質調査、当然、造成盛り土の方も設計をコンサルにお願いしておりますので、その結果を踏まえて検討していきたいと思います。

それから、井戸ですね、井戸を掘って水を上げた場合、地下水が下がる。ちょっとまだ私の方ではそれを想定する知識がないのでお答えできませんので、以上で終わります。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） それで、調査結果が出ないと何とも言えないんですが、1年半かかると。それで、建設用地の取得の問題で仮に足踏みをした場合に1年半とれないとなった場合などを含めて、そういった対策の関係上、建設地を再検討するというお考えはあるのかないのか。これは町長の判断になるかと思いますが、その辺、結果が出ないと何とも言えないんですが、今の時点で答えがありましたらお願いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 基本的に申し上げておきます。議会制民主主義で決めていただいた用地であると、建設位置であるということでございます。これ以上も以下もございません。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 結果が出ないこともありますので、次に進みます。

プロポーザルの募集要項について、質問回答書をインターネットで拝見しました。その中に91項目あるんですが、幾つか絞ってお伺いします。68番に「庁舎近辺を中心とした町としてのマスタープランのようなものはありますか。また、近隣に将来の併設予定の公共施設等ありますか。」「現在はありません」という回答です。それと82番、「審査の採点項目と配点を教えてください」「公表しません」というふうにあります。このことについてお伺いしたいんですが、まず、申し込み状況、あしたまでですが、現在幾らありますか。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 準備室長、お答えします。

きのう現在で11社あります。けさも1件受け付けてきました。以上です。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 次に、プロポーザル審査会の件なんですが、先ほども出たように審査基準ということで、私が思うには審査基準は公表すべきではないかと。逆に審査員の公表があるんですが、審査員の公表となると、こう言うと失礼なんですが、事前に知り合いだったり、さまざまな経路である方ですか、この方ですかというアプローチがあったりする場合、あくまでも設計者を選ぶわけですので、作品を選ぶわけでないで、非常に難しい判断になります。そのときに審査の基準ではなくて審査員を発表してしまうというのは私は逆でないかというふうに感じました。いかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 準備室長、お答えします。

まず、審査基準を発表しないのかということでございますが、これについては今検討しているところでございます。

それから、作品でなく設計者を選ぶということでございますが、そういう心配は出てくるかと思いますが、当然審査するときには、その出てきた提案書と設計者がリンクできないような審査の方法をとることに努めたいと思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） それでは、同じような質問を次の伊藤由子議員もされますし時間があれるので、窓口行政に移動します。

窓口行政はやはり町の顔ということで、まさに町民の方の相談役ということだと思います。それで、やはり窓口に来た方がそこで1回で済む、いわゆるワンストップで対応できるように、よく知っているベテランの方だったりベテランの方がついて新人の方を指導するなり、そういったサービス業務という認識で町民の方の相談に乗っていただければなというふうな思いをしております。そうやってやっている部署もこの加美町の中で何カ所もあります。それはよく知っておりますので、それをもっと広げていただければなというふうに感じています。

また、多重債務問題について県北地方町議会議長会の研修がありまして、そこで研修をさせていただきました。その中で、加美町は、先ほど町長のお話にもあったように、週に3日から4日、相談日がふえたということで、県内では非常に進んでいる自治体であるということも認識しました。まして消費生活専門相談員も窓口で対応しているということで、先日、9月5日

の朝日新聞によると、宮城県内の実績を見てもかなり進んでいる方だなという思いと、もう一つ、窓口が町民の方にとっては敷居がまだまだ高いと、ほかの自治体の話でしょうけれども出ていました。その辺をぜひ気軽に相談できる窓口にしていいただければなというふうに思っております。

さらに、自治体の方でも、栗原市のいのちを守る緊急総合対策、のぞみローンというもので、自殺防止から始まった栗原市の取り組みだったり、秋田県では県営住宅家賃の滞納整理にまでつながったと。つまり、先ほど町長のお話にもあったように、窓口が連携するといいますか、税務課だったり町民課だったりさまざまなところ、福祉課だったりと連携することによって、そこで救われる方がかなりいらっしゃいます。それで、そこで救われたときに滞納していた住宅の家賃を払ったとかそういった例もどんどん出てきているようですので、その辺を、窓口業務の方々は専門、プロという意識を持って当たっていただければなと。そしてさらに、新庁舎をつくる場合に、先ほどもちょっと出ていたんですが、相談室をぜひ。プライバシーを確保しながら、相談しやすい相談室だったり総合窓口のようなものもやっている自治体もあります。そういったところで気軽に相談に来て、すぐに対応できるというような行政をお願いしたいと思います。

この件については特に回答は必要ありませんが、よろしいですか。もしくはお願いできる方がいればあれですが。さまざまなあれなので。

○議長（一條 光君） 商工観光課長、発言があれば。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） ただいま木村議員から、仙北議員の研修会の際には多重債務の質問ということで、何度か商工観光課に足を運ばれてかなり勉強されておりましたことを存じております。そのために例として多重債務を挙げたかとは思うんですけども、木村議員もおっしゃっているとおり、加美町につきましてはことしから専門相談員の設置と。あと日数を1日ふやしたと。日数を1日ふやしたという自治体は22年度につきましては、新聞等で公表になりましたけれども、加美町を含めて4町ということで、その1町に加美町が入っているということで、かなり体制的には充実しているのかなと思っております。

また、ワンストップサービスということも出ましたけれども、町民課で行われている行政相談、あるいは人権相談を旧法務局で行っております。その際につきまして、多重債務云々、あと消費生活にかかわる部分については、こちらからその相談している箇所に出向いて一緒に相談を受け付けるという体制もとっていますし、先ほど来税務課の納税相談から知られてきている多重債務云々も、これも連携しながらやっているということでございます。

ただ、どこの窓口でも言っているとおり、プライバシーを確保するための相談の場所が現在の庁舎ではちょっと確保できない部分がございますので、これは新庁舎の建設の際にその相談の窓口を設けていただいて、完全なるプライバシーを確保しながら相談していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 第2回建設委員会のときに大和町、利府町役場を視察したときに、総合窓口、それから相談室があったのを見まして、委員の皆さんはいいものだなという意見が出ておりました。

あと、先ほどの答弁で審査項目、何か私、検討中とかと言ったような気がするんですが、これは公表しませんということで訂正させていただきたいと思います。すみません。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） それでは、最後の活性化に町民・民間の力をということで時間までお伺いいたします。

先日、議員の国内研修ということで、伊達市、留寿都村、札幌市ということで視察させていただきました。そのこともぜひ有効に活用できればということで一般質問にさせていただきました。その中で、伊達市の伊達ウェルシーランド構想ということでいろいろと先進事例を説明をお伺いいたしました。町長も一緒にお忙しいところ同行していただきましたので、まず町長に感想をお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 短い同行時間でございましたが、伊達市において研修を一緒にさせていただいたということで、非常に議会の皆さんと共有できる面が多かったなというふうに思っております。宮城県となじみの深い、現在の亘理町出身者が移住したまちということもあって、非常に親しみやすいまちであるというふうに感じました。また、定住を図ること、若い人たちをどうやってまちに引きつけるかということの先進的な取り組み、こういったものについては非常に学ぶべきことが多いなと思ってまいりました。

ただ、あの地帯は北海道でも一つのある意味での太平洋ベルト地帯で、工業地帯の先進地というような位置づけもございます。そんな中で、農業と絡めた事業の展開というものは非常に参考になる面が多かったということをお答弁をさせていただきます。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） ありがとうございます。私もいろんなことを学ばせていただいたんです

が、総じてお話ししますと、やっぱり若い人材をいかに育てていくか、そのチャンスをつくっていくかと。ですから、自治体としては余り金が出さないけれどもいろんな支援はするよということで、若い持っている力をどんどん引き出すような市長さんの思いだったり、そういったものを感じてきました。ぜひこの町でも生かしていただければなという思いをしております。

次に、先ほど答弁の中にスポーツ振興基本計画というお話をいただきました。その策定するときにもいろんな方の意見をということで、先日その中身をちょっと確認したんですが、三つにスポーツクラブをつくろうと、旧3町を中心にですね。住民の力をかりてそういった構想をしていこうということがありましたが、進行状況といいますか進捗状況を教えていただければ。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長、お答えいたします。

昨年の12月に策定しましたスポーツ振興基本計画の中に、最終的な目標としまして、その一つの中に旧町単位に総合型スポーツクラブをつくって育成していこうという目標がございます。現在の進捗状況でございますが、各地区の代表の方に集まっていただいてその進め方を検討していただく委員会を立ち上げまして、委員長、副委員長さんを決定していただいて、今後その各委員会ごとにいろんな形でその内容を検討していただいて、今後の進め方を町の担当者が事務局となって進めていく段階という形になっております。大体2年間くらいをめどに最終的に総合型スポーツクラブを創設しようという計画を持っております。以上です。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 時間もそろそろなので、最後、7月29日付河北新報に東松島市のまちづくり協議会副会長という方の持論というのが出ておりました。ちょっと紹介させていただきます。

東松島市の協働のまちづくり事業ということで三つの柱があるようです。一つは健康福祉部会というのが実施している親子ふれあい広場、二つ目は環境部会が取り組んでいる公園の維持管理、三つ目が防犯部会の防犯パトロールということが紹介されております。最後に、少子高齢化社会、自治体の財政難のもとでは、官民の共助の精神で知恵を出し合わなければ地域の再生は実現できないということで、ますます官と民の協力が必要になってくると思います。このことについてどなたか御意見いただければと思いますが。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） いろんな意味で東松島の例も参考になるんだろうと思います。ただ、基本的に考えていかなければならないことは、若い人たちをではどうやってそういう場に引き込

むかというか、自発的な形でやってもらえる方法はないのかというのがずっと考えてきた私のテーマでもあります。我々時代は、頼まれもしなくても青年会を組織して地域のことはおれたちが担うという、ある面での気概を持ったまちづくりがあったような気がします。いつの間にかそれを、いろんな視点があるんだろーと思いますけれども、町行政が余りにもやり過ぎたというか、手を差し伸べ過ぎたその行き過ぎたものが自発的な活動を阻害してきた嫌いはないだらうかという反省も率直に言っております。

きのう、おととい、運動会がありました。町民運動会。中新田、宮崎、小野田と回ってみました。若い人たちがいないいいないと言われながら、こんなにいるんだというのが実感なんです。この人たちをどうやって……、いないいいないと決めつける方がまたおかしいのかなと。むしろそういう人たちにその分野を担っていただくと、あるいはその中からいろんな意見を出していただくというようなことが、これは当然町として基本的に考えなければならないことだということを、あの暑い1日でございましたが、感じたところでもございました。そういったことをベースにして今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 全くそのとおりだと思います。私ももう若い方ではないんですが、若いつもりで一生懸命やって頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、6番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

通告6番、18番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔18番 伊藤由子君 登壇〕

○18番（伊藤由子君） 通告に従って大きな項目2点について質問いたします。

一つは、感染症対策におけるワクチンの考え方について伺います。

折しも9月3日、新しい細菌、アシネトバクターが発見されたというニュースがありました。しかも多剤耐性菌ということで、どんな抗生物質にも耐性がある、いわゆる効かないというふうなことです。人間は有史以来そういった病気をもたらす細菌やウイルスと闘ってきているわけなんですが、相手は生物です。人間よりもはるかに長い歴史を持っていたりします。地球上から撲滅するなんていうことは大それたことで、とてもそれは人間のなせるわざではないと私は考えます。そういった意味で、人間とウイルスはイタチごっこをしている状態にあるかと思えます。

ところで、質問に入りますが、1点目は、加美町では水痘、いわゆる水ぼうそうのワクチン接種費用を助成しておりますが、最近の水痘の発生状況と助成状況についてお尋ねします。

2点目は、子宮頸がんの発生状況、県内外の状況をお尋ねします。若年化してきているというふうに言われていますが、それが実態としてどういうふうにあらわれているのかお伺いいたします。

それと同時に、今後の予防対策について伺います。国が既にワクチン接種費用を助成するという方針を打ち出していますが、必要性、安全性、有効性等の情報を把握している範囲でお聞かせください。

三つ目、地方自治体独自で任意のワクチン接種費用を助成する例が先ほどもお話がありましたが、岩沼市、大衡村などあります。今後、公費負担をする場合の加美町としての判断基準についてお伺いします。

大きな項目の2点目、先ほど木村議員の質問で新庁舎建設の進捗状況についてお話がありました。詳しく追求されているところではありましたが、各家庭に回覧したカラーの建設委員会ニュースで事業の進捗状況の一端を知ることができました。木村議員の質問と重複する点もありますが、私は幾つかの項目の観点から質問します。

一つ目は、新庁舎建設委員会がプロポーザル実施要項に提言した内容はどんなものだったのか。何点か主なものについてお聞かせください。

二つ目は、これも木村議員が質問していらっしゃいましたが、地質調査の第1回目の結果と次回の予定というところはちょっと割愛して、これに関連した質問をしていきたいと思います。新庁舎建設予定地の地続きにあるゴルフ練習場の跡地のポールが、建設委員会ニュースの写真にもしっかり写っていました。このポール31本が庁舎建設工事の影響を受ける心配はないのかどうか。隣り合ったスペースは災害時避難場所とか公用車車庫エリアが予定されています。安全上問題になると思われますが、どう考えていらっしゃるのかお伺いします。

三つ目、事業認定申請手続は予定どおり進んでいるのかどうか、認定はどのような経過で決定されるのかお聞かせください。

四つ目は、農地転用の事前協議の状況はどうなっているのか。予定表を見ますと事前協議の期間に入っているかと思います。結論は予定どおり12月に出るのかどうかお伺いします。

5点目、新庁舎建設整備事業のスケジュールの変更、修正などはないのか、その点についてお聞かせください。以上です。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 伊藤由子議員から二つの観点から御質問をいただいております。順次お

答えを申し上げたいと思いますが、いずれも前に質問をいただいて答弁をさせてもらった内容と重複することとなると思いますが、質問の趣旨に沿ってお答えを申し上げたいと思います。

まず、感染症対策におけるワクチンの考え方についてということで御質問をいただきました。

冒頭、耐性菌の問題について専門的な立場から見解をいただきました。そのことについて私から申し上げることもないんですが、宮城県の感染症発生動向調査情報を見ますと、水ぼうそうの発生状況でございます。県全体ではことしの6月から8月上旬にかけて定点検査当たり1ないし3人弱、大崎管内ではことし3月から8月上旬にかけまして3人前後と推移しており、流行の変化に要注意時期が続いておりました。本町での発生者数は不明でございますが、7月末現在でのワクチンの接種状況は85人、割合にしますと11.6%、1人当たり助成金額5,000円で42万5,000円を助成をいたしております。なお、流行性耳下腺炎では120人、13.9%、60万円を助成しております。流行性耳下腺炎、おたふく風邪でございますが、これの発生状況は、県内では6月から0.7人台、大崎管内においては6月に0.4人台の発生状況となっております。

2番目の子宮頸がんの発生状況でございますが、宮城県対がん協会の調べによりますと、平成20年度の県内での発見率は0.02%となっております。加美町の発見率は0.2%で、約5年に1人ないし2人の子宮頸がんが発生しているということでございます。

さきにも一議員の質問にもお答えをいたしました。子宮頸がんはヒトパピローマウイルスの持続的な感染が原因となって発症いたします。子宮頸がんの予防は予防接種が有効とされておりますが、今回、厚生労働省が承認したワクチンには日本人に多いヒトパピローマウイルスの52型、58型は含まれていないため、日本人の子宮頸がんの発症予防率は70%と言われております。さらに、ワクチンの持続効果は半永久的ではなく、数年から数十年と人によって差があるため、子宮頸がん検診を受検することが不可欠となっております。また、副作用につきましては、予防接種である以上ないとは言えませんが、がん発症に伴う本人及び家族の精神的負担は非常に大きいことから、7割の発症減という数字は大変効果があるものと考えています。

今後町としては、子宮頸がんによる死亡を減らすために、中学1年生を対象としたワクチン接種費用の助成について検討を行っており、また、20歳代、30歳代の若年層における検診の受検率の向上を図ってまいることといたしております。

三つ目の質問であります任意接種のワクチン接種を公費負担とすることについての判断基準についてのお尋ねでございますが、行政といたしましては、集団生活をしている子供たちの感染拡大を予防するとともに、感染症により子供本人が保育所、幼稚園を休む、あるいはそれに

伴って保護者が会社等を休まざるを得ない状況を避けるための支援というふうに考えております。また、接種したいと思っても料金が高額なため接種できないでいるという場合には、助成する意味はあるものと考えております。このため、感染が拡大しやすい疾病や重症化しやすい疾病に対し、予防接種を希望する方に支援をしてまいりたいと考えております。

次に、新庁舎建設事業の進行状況についてということで、これも、建設委員会ニュースを見た上でのということでございますし、木村議員から同様の質問をいただいておりますが、五つの項目に分けて御質問をいただきましたので順次お答えを申し上げさせていただきます。

1点目の新庁舎建設委員会がプロポーザル実施要項に提言した内容はということでございますが、提言内容につきましては、7月26日の第1回建設委員会から大和町、利府町の役場庁舎の視察も含めまして3回の会議で検討を重ね、新庁舎のあるべき姿につきまして出された数々の意見をもとにつくったものでございます。意見の中には具体的なものもありましたが、具体的事案は設計者の発想を縛る要因になりかねないことから、プロポーザル方式の趣旨を踏まえ、設計者の考えや技術力などが十二分に表現できるように五つの項目にまとめていただいたところでございます。

一つ目は、安全に配慮した人にやさしい施設や効率的で機能的なゾーニングなどを意図した「安心・安全な施設」でございます。二つ目として、エコ対応の環境にやさしい施設でイニシアルランニングコストの低減を図った施設などを意図した「人と環境にやさしい施設」でございます。三つ目として、町民が親しみやすい施設や各種イベント、災害時にも対応できる施設配置などを意図した「町民活動の拠点となる施設」でございます。四つ目として、加美町らしさにこだわった歴史・風土・自然を生かした施設や加美町を考慮したシンボル性のある施設などを意図した「気候・風土・文化を生かした施設」でございます。五つ目として、建設過程での町民のかかわりの工夫や町民とともに活用していく上での工夫などを意図した「長く愛される魅力ある施設」であります。

五つの提案事項は、新庁舎建設公募型プロポーザル実施要項から引用されます新庁舎設計公募型プロポーザル提案書作成要領に記載しております。これらの提案事項をプロポーザルの応募者がどのようにとらえ、各自の思考や力点などをどのように表現してくるかを提案書で審査員が把握し、最良の設計者を選定していただくことといたしております。

2点目につきまして、地質調査のことはいいから、ゴルフ練習場の安全性についてどうかという御質問でございます。

一般質問の趣旨といたしましては、十二分にお答えをするという意味で事前の通告をもとに

して答弁をするということにいたしております。したがって、今ここで言われてすぐにということになりますれば、非常にこれはどうかと思う趣旨もございますが、2点目については了解をしたということでよろしゅうございますれば、このゴルフ練習場の公害的なもの、あるいは安全上について問題はないかというような質問に変えるということでございますが、これにつきましてもしもいつかの質疑の中で出されたような記憶がございます。このことについては、民有地のことでございますし、町がとやかく今言う筋合いのものではないだろうということ、あるいは、このことが庁舎を建設する上の阻害する主要な要件になるとは考えていないということであります。

3点目の、事業認定申請手続は予定どおり進んでいるのかと、認定はどのような経過で決定されるのかという質問でございます。

収用法に基づく事業認定申請につきましては、現在、申請窓口であります宮城県用地課と事前協議中でありまして、用地課の求めに応じて資料を作成し、調整しているところでございます。進みぐあいでございますが、5月の全員協議会でお示ししました全体スケジュールと比べますと幾分おくれているところでございます。その理由といたしましては、新庁舎整備事業のスタートとなります建設委員会の開催が一月ほどおくれたことによることでありまして、そこから全体的におくれてきているということであるようであります。

次に、事業の認定の手続についてでございますが、町といたしましては申請を行うまででありまして、認定が出るまで一切用地課が行うこととなります。申請が受理された後は、2週間の縦覧を経て認定を受けるということになると聞いております。

4点目の、農地転用手続の事前協議の状況は、結論は予定どおり12月に出るのかということでございます。

先ほどの項目で御説明をいたしましたが、一月ほどおけております。全体スケジュールに示しております農地転用項目の事前協議とは、正式な手続としての事前協議ということではなくて打ち合わせの意味でありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。手続が必要な関係機関に対しましては私もごあいさつをいたしましたし、担当職員が打ち合わせを行っているということでございます。

5点目のスケジュールの変更、修正などについてでございますが、先ほどから説明にもありましたとおり幾分のおくれは生じておりますが、目標といたしておりますことには変わりはありません。このままのスケジュールを目指してまいりたいと思っております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 水痘の発生は毎年25万人くらいあるんだということ、それから95%は10歳未満がかかるというデータとか、3歳から5歳児が1999年あたりから増加傾向にあるというデータはこちらでも把握しておりますが、今後ともこれを助成していく考えがあるのかどうか伺いたいと思いますし、水痘に関しては、例えば白血病とか病気を抱えている子供にとっては重症化するので必要だろうと私も思っています。必要な子はいるけれども、すべての子供に必要なかどうかという点で、一律に定期接種としてやらない、任意になっているという意味がそこにあるというふうに私はとらえます。ですから、大崎管内で3人前後の発生を多いとするのかどうか。これから大量に集団で発生していくというふうに予想するのかどうかということを考えて合わせて、その辺の今後継続していくのかどうかという点について答弁をお願いします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えいたします。

伊藤議員はこの関係の知識を非常に豊富にお持ちなので私よりも非常に詳しいものですから、回答になるかどうかかわからないんですけども、いわゆる水痘に関して、今お話がありましたように小さいお子さん、満1歳から6歳ぐらいまでのお子さんが非常にかかる病気であるというようなことでございまして、本町としてはそのワクチンの接種が有効であるというふうに思っております。ただ、その有効であると思っている根拠について、私は専門家でもないのでもこれこれこういうわけだというわけにもいかないんですけども、現段階において非常に有効であるというふうに考えてこういった助成制度をつくっているというふうなことでございます。お答えになるかどうかかわからないんですけども、そういったことでございます。

ただ、おっしゃられたようにこれは任意接種でございまして、任意接種ですから、要するに希望するのであれば応援しますよということでございます。ですから、町が強制的にこれを打とうとかそういうふうなことではございません。ただ、受けられた方がいいのではないかといいうふうな、そういった配慮からこういった制度を設けているということでございます。始まったばかりなものですから、来年やめるといいうけにもいかないというふうに考えておりまして、ここしばらく続けたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） それでは、次の質問に移ります。子宮頸がんワクチン等については一條議員の質問もありまして、いろんな意味で答えていただいているんですが、私は、有効性、必要性、安全性についての的を絞って質問させていただきます。

というのは、去年の10月に承認されて12月に販売されたばかりの子宮頸がんワクチン、サーバリックスという商品名のワクチンなんですね。その有効性について、サーバリックスの添付文書には次のように明記されています。ぜひお耳に入れていただきたいと思います。「ヒトパピローマウイルス16型及び18型以外のがん原性に起因する子宮頸がん及びその前駆病変の予防効果は確認されていない」、これが1です。2番目に「本剤の接種は定期的な子宮頸がん検診のかわりになるものではない」。3番目に「本剤の予防効果の持続期間は確立していない」。その添付文書に書いてあります。それから四つ目が「ワクチン接種時にヒトパピローマウイルスの感染が」、もう既に感染しているという意味ですが、「感染が成立しているヒトパピローマウイルスの排除及び既に病変が進行している場合は予防効果は期待できない」。この4点が添付文書に書かれてあります。

1では、ヒトパピローマウイルスが300種類もあるうちの、16型と18型以外のウイルスへの効果は確認されていないとはっきり書いているわけです。日本人の子宮頸がんを発症するウイルスは、先ほども町長さんがお話ししていましたが52型と58型と言われています。それでもなおかつ70%の効果があるというのはとても疑問です。4では、このワクチンの効果が持続する期間も確認されていないということです。臨床試験はわずか612例の結果をまとめたものだと思います。小学生あるいは中学校1年生に接種して、発がん年齢の早くて20代後半、30代、40代まで効果があるかどうかかわかっていないといっているわけです。最長6年から7年の予防効果期間があったというデータも一部あるというふうな付記があります。この2点からも、有効性、必要性には疑問があると私は思われます。

あわせて安全性についても、612例中80%から90%まで局所の疼痛とか発赤、はれがあった。それから頭痛、吐き気、嘔吐、下痢も24.7%あった。頭痛に至っては37.9%、疲労感57.7%というデータがあります。重い症状は日本では認められなかったといっていますが、海外では、このワクチンの会社は2社あるんですが、ガーダシルという別なサーバリックスでない方の商品のワクチンについては、韓国で2007年7月、インドではことし2010年4月に、副作用が余りにも多く死亡事故等が発生し、プログラムを停止しています。

ですから、私は最善の予防策はワクチンとは言えないというふうに思いますが、この点について伺います。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） お答えいたしますが、答えになるかどうかかわからないですけれどもお答えいたします。

今、議員がおっしゃられたようなことは多分事実だと思います。ですけれども、このヒトパピローマウイルスに関しまして、私なりにいろんな国からの通知文とかインターネットとかそういうものを調べますと、いわゆる欧米の人たちが持っているウイルスの種類に適合したワクチン、それが昨年10月認可され承認された。ヨーロッパにおいてのその効果は90%以上ある、あるいは100%近いというふうにおっしゃる方もいらっしゃるようです。日本では年間1万5,000人以上が発症するということがございまして、お亡くなりになる方も3,500人ぐらいいらっしゃるというようなことでございます。それで、そのために大変な思いをされているという方もいらっしゃるというようなことなものですから、非常に話題になったワクチンでございます。

町としてこのワクチンが100%の効果を発揮するものだというふうには考えておりません。国自体も、ワクチンの効果には、今おっしゃられた中である一定の年齢層、それから、継続的な感染といいますか、そういうものが持続されることによって発がんするというようなことらしいですから、発症する前の、いわゆる10代そこそこぐらいの女性に対して最初にワクチンを打つ。そして、それ以降については検診で補っていくというふうな形で取り組もうというふうな形で進んでおります。うちの町としてもそういった形で、国の方針ということもありますし、現在国内におきましては、先ほども話が出ましたが、100を超えるような自治体がそれに助成を出すというような状況になっております。

そして、薬害といいますか副作用に関しましては、欧米での薬だということもありまして、日本ではやっと発売されたばかりなものですから、日本でのそういった症例は少ないんだろーと思いますけれども、海外では103カ国において販売されているという状況なものですから、海外においてはそれほど、非常に大変なワクチンの副作用というようなことは心配されていないのかなというふうな感じを持っていますので、そういった形で、現在のところ接種する方向で進めていっているという状況でございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 国ではワクチンの助成費用150億円を予算化するという情報がありますが、今言ったように有効性、安全性、必要性について疑問が残る、不安が残る以上、我が町としては、子供を守って将来的にも病気にかからないようにしていくという方針をきちんと定めていただきたいなとは思いますが、子宮がん検診無料クーポン券、先ほど一條議員もお話していたように、無料クーポン券の継続、これはとても大事だと思いますが、それとあわせてヒトパピローマウイルス検査の併用を検討することをお勧めしたいと思いますが、どうでしょう

か。ワクチンについては助成するから全員やってほしいというのではなく、あくまでも希望者には助成をしていくという考え方で進めていただきたいと思いますし、その際にはくれぐれも情報を。人工ワクチンの限界、100%予防できるわけではないということ。それから、持続期間は今のところ100%ではもちろんなくて、6ないし7年のデータがあるということ。それから、副反応症状が出たときには素早く対応する、どこに連絡すればいいのか、どういうふうな対応をすればいいのか、補償はどうなっているのかなどの体制をとっておくことをお勧めしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 現在、国ではがんの検診の50%をいかにして引き上げるかということで鋭意努力しているところなんですけれども、加美町においては、子宮がん、子宮頸部がんの検診率は、20歳代でいいますと11%、それから30歳代においては27%と低い状況にあります。今議員おっしゃられたように、とにかく検診は絶対必要です。ですから、そっち側の検診率をいかに上げるかということが一番のポイントであろうというふうに考えておりますので、今話が出ましたけれども副作用の問題もありますので、そういったことをですね、任意接種でもあるし多額の費用がかかることでもありますので、今議員おっしゃられたようなことに留意しながら進めていきたいというふうに思っております。どうぞ御理解お願いします。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） そのように、副反応への対応、それから情報提供についてくれぐれもお願いしたいものだと思います。

とても疑問に思うのは、女性にだけなぜそのような検診や検査が強要されるのだろうかという疑問があります。性体験をする前の子供にやりなさいということは、男性がそのヒトパピローマウイルスを持っているということなわけですから、そういったことを考え合わせると、男性もよく勉強して考えていただきたいなと私の希望的感想を申し述べてこの質問を終わります。

次に、新庁舎建設事業の進行状況について関連質問をいたします。

先ほど、新庁舎建設委員会が提案したことは、主なことがあったら聞かせてくださいという質問でしたが、この五つの項目について町長はお話しになりましたが、これ以外には特になかったのでしょうか。

それから、8月3日に視察していました大和町、利府町の庁舎について、ここはいいですねということで相談室とかについて取り入れてほしいというふうなお話があったということなんです、そういった点で具体的にこの点はということ、それから規模とか経費とか建設用地に

ついで意見はなかったのどうかお伺いしたいと思います。国が借金が90兆円余り、県の財政事情も悪化しているということを考え合わせて、経費とかについては何の声もなかったのかなとちょっと気になりましたので、お聞かせください。

○議長（一條 光君） 庁舎建設準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 庁舎建設準備室長、お答えします。

まず、一つ目の質問の五つの項目以外になかったのかということでございますが、委員さんからの意見は具体的なものを入れればもうかなりの数が出ました。ただ、今回のこの御意見というのはプロポーザルで設計者を選定するための意見ということで、具体的な意見については、先ほど町長が述べたとおり設計者の考えを束縛する形になりますので、それを五つの項目に集約したというふうに御解釈していただければと思います。

それから、それであと二つの役場の視察をしたわけですが、当然具体的な、例えば「相談室とかそういうのはいいね」という話は聞こえております。

それから、規模とか事業費とか敷地の関係でございますが、これにつきましては、建設検討委員会や整備検討委員会などこれまでの御意見、委員会で出たものを前提として進めております。ですから、事業費を22億、それから面積と建設場所が矢越地区の約1万5,000平米、これを前提としての建設委員会でございますので、それ以外の質問は多少出ましたが、そういうものは説明して御理解をいただいているところでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） それでは、先ほど木村議員が質問されていたことで、審査項目の公表を控えたい、しないというふうな回答をされていましたが、これは、詳細な項目でなくても、大項目だけでも普通は公表されてしかるべきではないかと考えますが、なぜ公表できないのかお伺いします。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 審査項目につきましては公表しないということにしております。これにつきましては、まずもって審査員の公表、これからまず入るわけでございます。審査員を公表するかしないかということもあります。木村議員からの質問にもあったとおり、審査員がわかるのであれば設計者がいろいろ打診とかそういうのをしてくるんじゃないかということもありますし、それと、考えますと、審査項目がわかるとそれだけを考えて提案するというものも出てきます。ということは、審査員の審査する項目と審査項目が一致するということがちょっと心配されることがあります。自分でもちょっとどのように説明していいかわから

ないんですけれども、いわゆる審査を、ここは10点とか20点とかとやってしまうと、その点数をとることだけを考えた計画を出され提案をされるおそれがあると。いわゆる加美町にはどういう庁舎を提供したいんだよという考えをするためには、どこにどういう点数とかということは入れないで募集するのが普通だというふうに聞いております。どこの庁舎でもそうしているかと思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 点数は入れなくても項目というのはあってもいいのではないかなと思うんですけれども、どこに重点を置いているかということを別に表示しなくても、これこれこういった項目についてという、全部平均的な提示の仕方でもそれは可能ではないかなと思うんですが、違うんでしょうか。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） それはおっしゃるとおり、その項目、これが求める提案ということで五つの項目でございます。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） では、それは次に譲りまして、2番の地質調査の第1回目の結果と次回
の予定はというところは、私は安全ということを基準にした質問で、地質というのはやっぱり安全かどうかということを調べるために行っているわけで、私の質問が通告外にわたるのではないかなというのはちょっと当たらないような気がするんですが、安全・安心のまちづくりを標榜している加美町としては、安全なところに建設するというのが大前提ではないかと私は思います。そのポールのことについては、くい打ち作業とかそういったことが始まったら、同じ地盤、地続きでありますし、本当に境界線の隣の土地であるので、もしかしたらそれが影響を受けて揺らいだりはしないだろうかというふうな素朴な不安があります。そういった意味でお聞きしました。また、景観上も廃屋になっている場所がそのままというのはとても新庁舎にはふさわしくないなというふうな意味でお聞きしたわけです。

それは時間がないので次に移りますが、矢越地区内を建設予定地に決定する際のポイントとして挙げていたのは防災拠点性であったかと思えます。この予定地内に防災上の調整池をつくる必要があると思われますが、敷地内のどこに計画されているのか伺います。それは貯留型なのか浸透型なのか併用型なのか、その点について、防災調整池設置指導要綱を見たら1ヘクタール以上の建物の中には設置すべきと書いてあったのでお伺いします。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 準備室長、お答えします。

確かに調整池は必要になっております。それも含めてこれからの設計ということになります。

以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） お願いします。

それでは、新庁舎建設予定地の矢越地区はほかに工業団地としても誘致活動をしています。

将来的に工業団地のそばに庁舎があることは防災上どうなのかな、問題ではないのだろうかというふうに思います。都市計画としてもこういったことはなかなか例がないような気がするんですが、工業団地のそばに庁舎があるということについてお伺いします。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 伊藤議員の質問については、何か工業団地が先で庁舎が後というふうにちょっと解釈されます。私としましては、今ある矢越地区に庁舎をつくって、あとその後、開発で工業団地ができると思いますので、庁舎の位置を考えてから工業団地ができるものと思っております。ですから、すぐ近くにできるのか、ちょっと離れてできるのかというのはこれからだと思っております。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） どれくらい離れているかは別としても、あの矢越地区内は工業団地としてパンフレットも出ていますし、庁舎建設されるその周辺というふうに私は理解しております、写真上。それで気にならないのかどうかというふうなことをお伺いしました。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 商工観光課長でございます。

工業団地の予定地としてあのパンフレットの中に組み入れてはいますけれども、工業団地にするという確定的な部分ではございません。工業団地に適している用地ということで、庁舎の東側ですか、網かけになっているんですけれども、今県の担当の方では、あそこは農振がかかっていますので工業団地として造成することはできないと。

というのは、工場が進出して確約ができた後に工場用地として造成することは認めますけれども、事前に来るか来ないかわからない段階で工場用地としてあそこを造成することは認めませんという条件が現在つけられています。ですから、雁原工業団地をつくったときとちょっと県の考え方が違ってきております。ですから、企業があそこの役場の周辺の土地を工場用地として使いたいというような形で企業が進出しますよという確約を受けた後でないと、農振

は外さないと。ですから、その後に工業団地として造成しますので、確約を受けてから買収して造成するまで2年ぐらいかかるかと思うんですけども、その辺も兼ね合いがございますし、2年ぐらい待ってもそこをぜひとも工場用地として進出したいという企業がございましたら、そういう手続で工業団地として造成は可能になるんですけども、事前にですね、事前に農振がかかっている部分を買収して工場用地として造成することは、今のところ県では認めていないというのが実情ですので、町としては、役場の東側、新庁舎ができる東側の予定地は一応工業団地として適してはいますということで、現在、工業団地予定地ということで表示しているところでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 進出しますよと確約を受けてからしか造成できないというお話は何度か聞いていますので、それは納得しているつもりなんですけど、庁舎の東側を工業団地に適していますよというアピールをしているわけですから、本当に矢越地区内、庁舎の東側に工業団地を誘致する考えはあるのだなというふうに理解しておいていいのですね。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） いわゆるオーダーメイド型の提案ということで、これは既にいろんな機会でご説明をしているというふうに思っております。どうも御質問を聞いていますと、工業団地、要するに工場を建てたら防災拠点が失われるという意味に聞こえるわけですけども、雁原工業団地を開発したあの当時のこと、そして、これから要するに危険なものがそこに建つんじゃないかというような趣旨に聞こえてしまうわけです。

工業団地といいましても、どういうものを想定されておられるのか逆にお聞きをしたいと思うくらいなんですけど、結局、昔みたいに、京浜工業地帯ができた当時の重化学工場的なものを想定なされて質問されているのか。私は、それは非常に町民に対する戸惑いを与えるものではないんだろうかというふうに思うんです。工業団地といっても御案内のとおり、今、あその雁原工業団地を見ても、あるいはこっちの大黒森の館山の団地を見ても、そういう危険性のあるものというものが果たしてあるんだろうかと。これから誘致をしようとする団地についても、そういうものですね、前時代的なイメージを持たせるようなものには手を挙げて誘致するはずもないわけです。

したがって、そういうことの趣旨で、このオーダーメイド方式で提案をする団地というものはそういう危険を伴うものではないということも申し添えておかなければならないというふうに思います。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 素朴な素人的な考えで、都市計画上、工業団地、それから商業地域、生活・住宅地域というふうに普通は分かれてあるべきかなと私は考えております。何も重工業的な企業ばかりを想定して言っているわけではなくて、工業団地の中に住宅地域があったりするもの、通う人には便利かもしれないですが、何かいざというときには町としては困らないかなというふうに私は考えます。

それでは、時間がないので次の質問に移ります。

5月21日の全員協議会のスケジュール表に示されていた法手続欄が建設委員会の資料ではなくなっているんですが、その理由はどういうことなのか、どうしてなのかお聞かせください。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 準備室長、お答えします。

建設委員会のときの資料のスケジュール表には法手続関係は載せておりませんでした。必要ないと思ったからであります。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） それは、例えば土地収用法の関係がそこにあったわけなんです、合併特例債の適用要件に用地が確保されていることとありますが、用地の確保は確実にできるのかどうか、それはどのようにそれでは行うのか、土地収用法の適用はするのかどうか、その点を確認したいと思います。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） いろいろな場所で説明しているかと思いますが、所有者の理解をいただいて用地を確保するというところでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） では、最後に確認いたします。土地収用法は適用させる予定はないということでしょうか。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 全体スケジュールにあるとおり、議員の皆様方にお示ししているとおり、このスケジュールを目指して進めてまいります。以上です。

○18番（伊藤由子君） 土地収用法の項目がなくなっているのは必要ないからというふうにおっしゃっていたんですね。そのことについて、どうしてそれは必要ないのか、なぜ適用させないのか。

○議長（一條 光君） 準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） すみません、舌足らずでした。

建設委員会のとくに示したスケジュール表は、示す必要がないという意味で記載をしなかったということでございます。土地収用法につきましては税対策として必要なものであります。以上です。建設委員の皆さんには法手続は必要ないと判断して示さなかったということです。よろしいでしょうか。（「はい。これで質問を終わります」の声あり）

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、18番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。